

# 姫路市 都市景観形成基本計画



姫 路 市



## はじめに

姫路市は、緑豊かな美しい山河、穏やかな瀬戸の海、肥沃な播磨平野などの自然と、さらに世界に比類のない美しさを誇る姫路城をはじめとする多くの歴史・文化遺産に恵まれています。これらの多彩な資源を生かし、姫路らしい都市景観の形成を図るため、昭和62年（1987年）3月に「姫路市都市景観条例」を制定しました。翌年には、基本指針となる「姫路市都市景観形成基本計画」を策定し、『愛着、親しみ、誇りを感じる美しいまち』の実現に向けて、景観施策を展開してまいりました。この間、姫路城の世界文化遺産への登録、我が国初めての景観に関する総合的な法律である景観法の制定、周辺四町との合併など、本市の景観施策を取り巻く環境は大きく変化しています。これらの変化に対応しつつ、本市の景観形成をより積極的に展開するため、本計画を改訂いたしました。

景観は目に見えるまちの姿であるとともに、そこに住む市民の心のありようを映し出すものであります。美しいまちは美しい心により形成されるものであり、また、一朝一夕に築きあげられるものではありません。市民、事業者、行政がともに手を携え、長期的、総合的な視点のもと、全力で取り組んでこそ実現できるものと考えています。

本計画の改訂にあたりまして、ご尽力を賜りました姫路市都市景観審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様にご心より感謝を申し上げますとともに、今後とも、本計画の推進にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年（2007年）3月

姫路市長 石見利勝



# 目 次

<b>序章 都市景観形成基本計画の目的と構成</b> .....	<b>1</b>
1 都市景観形成基本計画改訂の背景と求められる視点 .....	3
2 目的と役割 .....	4
3 構成と内容 .....	5
<b>第1章 景観形成の目標と方針</b> .....	<b>7</b>
1 基本的な考え方 .....	9
(1) 基本的視点 .....	9
(2) 基本姿勢 .....	10
2 基本目標 .....	12
(1) テーマ .....	12
(2) 目標 .....	13
3 基本方針 .....	14
<b>第2章 景観形成計画</b> .....	<b>15</b>
1 景観構造と景観類型 .....	17
(1) 景観の構造化 .....	17
(2) 景観の類型化 .....	20
2 類型別景観形成計画 .....	22
(1) 景観核 .....	22
(2) 景観軸 .....	24
(3) ゾーン景観 .....	30
(4) 眺望景観 .....	46
<b>第3章 景観形成の推進方策</b> .....	<b>53</b>
1 基本的な考え方 .....	55
2 施策の展開 .....	56
(1) 市民意識の醸成 .....	57
(2) 景観まちづくりの促進 .....	58
(3) 行政による先導的な景観形成 .....	59
<b>参考資料</b> .....	<b>61</b>
1 姫路市都市景観形成基本計画の改訂経過 .....	63
2 姫路市都市景観審議会委員名簿 .....	63
3 用語説明 .....	64



# 序 章

都市景観形成基本計画の目的と構成



## 1 都市景観形成基本計画改訂の背景と求められる視点

本市では、昭和 63 年（1988 年）3 月に「姫路市都市景観条例（昭和 62 年条例第 5 号）」に基づいて「姫路市都市景観形成基本計画」を策定し、『愛着、親しみ、誇りを感じる美しいまち』の実現に向けて各種景観施策を展開してきた。

以来約 20 年の間に、次のような状況変化が生じてきた。

- 本市のシンボルである国宝姫路城が、平成 5 年（1993 年）に世界文化遺産に登録された。
- 平成 16 年（2004 年）に我が国初の景観に関する総合的な法律である景観法が制定され、景観行政が大きな転換期を迎えた。
- 平成 17 年（2005 年）3 月に姫路城周辺地区の景観形成の基本的な方向性を示す「姫路城周辺地区景観ガイドプラン」を改訂した。
- 平成 18 年（2006 年）3 月に周辺 4 町（家島町、夢前町、香寺町、安富町）との合併により、新・姫路市が誕生し、景観ビジョンの共有が必要となった。
- 景観に関する市民のニーズが高まり、地域の良好な景観形成を目的とする市民団体が増えてきた。

こうした背景を踏まえ、次の視点をもって、都市景観形成基本計画を改訂する。

### ①新・姫路市の景観形成の基本となる計画（景観ビジョンの共有）

合併後の新たな姫路市の全体イメージを表す景観ビジョンをつくることが必要であるため、都市環境のみならず、山林・田園・島しょなど多様な資源を保全・活用する本市の景観形成の基本となる計画が求められる。

### ②参画と協働による景観まちづくりの展開

市民参画社会を迎える中、景観形成を巡る社会情勢は、単に見た目を美しく装うことにとどまらず、より本質的なまちづくりへと重心が移っている。景観への取り組みを契機に、まちの活性化や魅力づくり、観光促進、生活環境の向上などにつながる、幅広いまちづくりへと展開していくことが求められる。

### ③景観法を活用した景観行政の充実

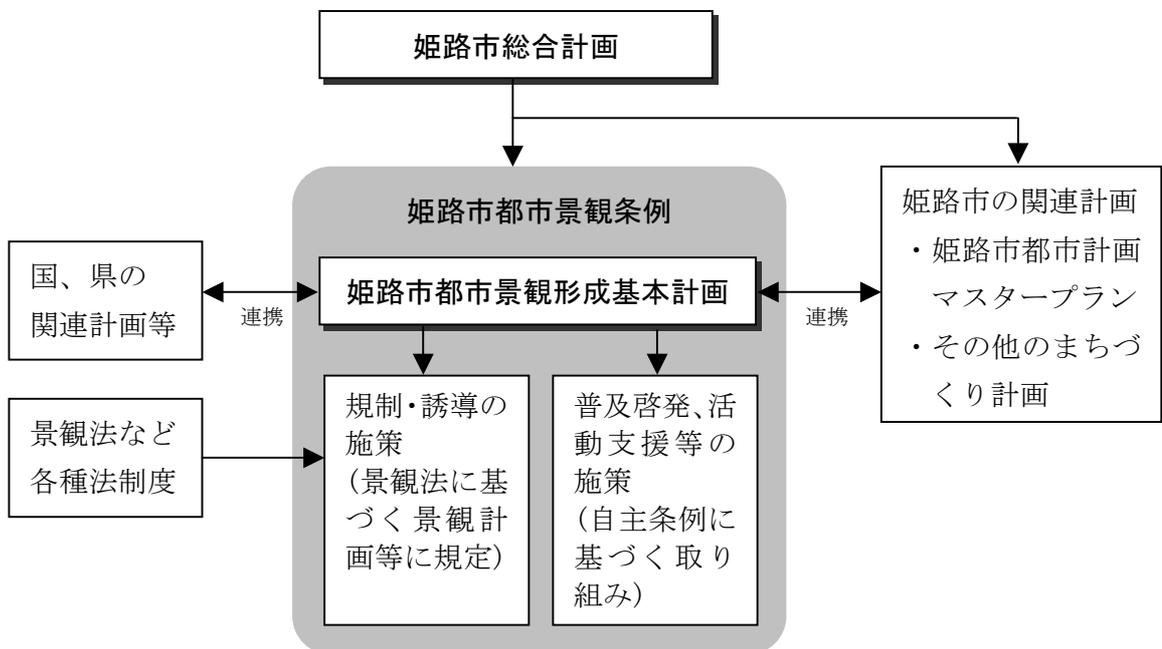
これまで、「姫路市都市景観条例」に基づく景観施策を進めてきたが、自主条例に基づく指導・助言の制度的限界も指摘されており、景観法を活用した新たな枠組みで規制・誘導の充実を図り、景観施策の実効性を高めることが求められる。

## 2 目的と役割

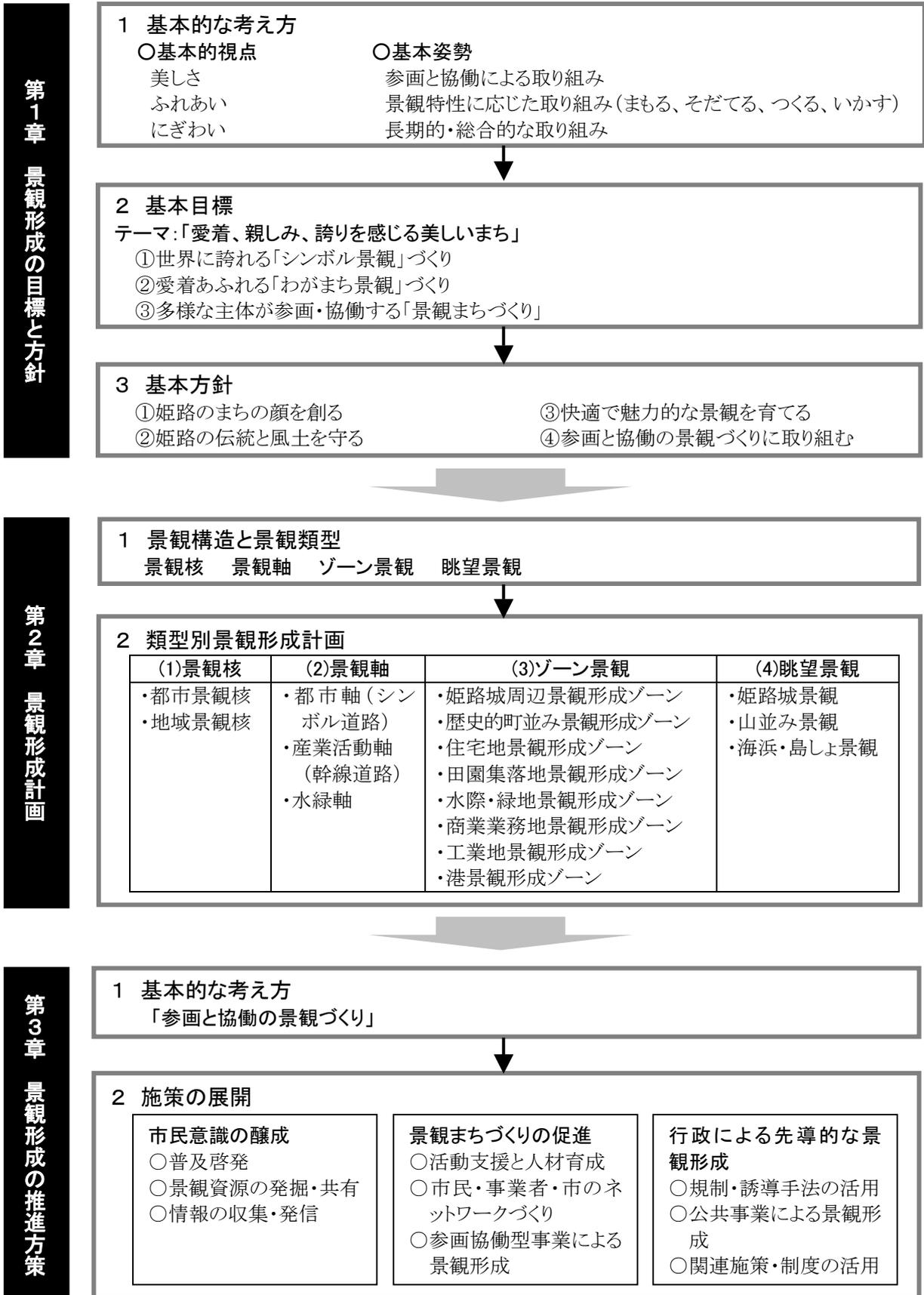
この基本計画は、姫路市都市景観条例に基づいて策定するもので、本市の景観形成の基本的な方向を明らかにするとともに、関連する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本となるものである。

また、市民、事業者、行政などが参画と協働により景観形成を進めるための指針としての役割を担うものである。

### ■計画の位置づけ



### 3 構成と内容





# 第1章

景観形成の目標と方針



## 1 基本的な考え方

### (1) 基本的視点

景観とは、見える環境の総体であり、自然環境や建築物、広告物などの物的環境とともに、市民生活や産業活動などの様子が表れるものである。

市民や来訪者にとって愛着のもてる魅力ある景観を形成していくためには、物的環境を構成する要素の調和を図るとともに、人々が生き生きと活動する人間味の感じられる雰囲気づくりに取り組むことが大切である。

このため、景観形成においては、「美しさ」に加えて「ふれあい」、「にぎわい」といった視点も重要である。

#### ①美しさ

美しい景観は人々に感動を与える。視覚的に美しくすることは景観形成の基本である。

景観は多種多様な要素によって構成されている。町並みや自然、歴史など地域の個性を尊重した美しい景観をつくるには、個々の美しさはもとより、全体としての調和を図ることが大切である。

#### ②ふれあい

人々の共感を育み、誇りや愛着のある景観を形成するためには、地域や地区の自然的・社会的特性を生かし、人々が集い交流できるふれあいの場や機会を整えることが大切である。

#### ③にぎわい

街のにぎわいや活気は、市民の生活環境を快適で魅力的なものにする上で重要である。人々が生き生きと活動するにぎわいのある景観をつくるためには、地域景観と調和した産業活動の活性化を図るとともに、人々が交流・交歓しあえる雰囲気づくりが大切である。

## (2) 基本姿勢

景観形成は、自然的要素から人工的要素まで、公的空間から私的空間まで、歴史的要素から現代的要素までなど、空間的・時間的に多様な要素が対象となる。景観形成の基本姿勢として、全ての主体の参画と協働のもと、各要素の特性に応じて、長期的・総合的な取り組みを進めることが重要である。

このため、次の3点を基本姿勢として、景観形成の取り組みを進める。

### ①参画と協働による取り組み

景観は地域において積み重ねられてきたものであり、市民一人ひとりの生活意識や価値観が表れている。地域において景観をともに考えるためには、個々の価値観や感性の相互理解と調和をめざしていく姿勢を共有することが大切である。また、景観形成にあたっては、行政施策だけでなく市民等の自発的な活動が不可欠である。

このため、景観に対する市民意識の高揚を図り、参画と協働による景観形成を図る必要がある。

### ②景観特性に応じた取り組み

景観形成にあたっては、その地域の社会的・歴史的状況を踏まえ、景観特性に応じた適切な取り組みを展開することが重要である。このため、「まもる」、「そだてる」、「つくる」、「いかす」を基本として、景観特性に応じた取り組みを展開していく必要がある。

#### ○まもる

- ・これまで蓄積されてきた歴史的・文化的景観、自然景観など、良好な景観を形成しているものについて、まちづくりの中で活用することを通じて、生きた景観として保全・継承する。

#### ○そだてる

- ・地域固有の景観特性を尊重し、地域らしさの連続性の中で、より良い景観形成に取り組み、地域個性を育成・発展させる。

#### ○つくる

- ・新しいまちづくりや建築物等の整備において、地域景観との調和を図りつつ、優れた景観資源を生み出す創意工夫により、将来に継承するにふさわしい、美しく誇れる景観を創出する。

#### ○いかす

- ・地域を特徴づけている景観資源、人々が愛着を持っている場所や景観、人々の記憶に残る思い出の景観などを、まちづくりの中で活用し、その地域らしい景観を形成する。

### ③長期的・総合的な取り組み

景観は、長期にわたる努力と創意の積み重ねの上に形成され、都市の諸活動とともに絶えず変化している。成熟した良好な景観を形成するためには、市民のニーズや社会情勢の変化などを的確に把握しつつ、中長期的な展望のもと、景観施策を推進していく必要がある。

また、景観形成の課題は、建築物、広告物、道路、河川などをはじめ、緑化、まちの美化、にぎわいづくりに至るまできわめて多岐にわたり、その担い手も市民、事業者、行政など多様である。このため、各種の施策を景観形成の観点から総合的に推進する必要がある。

## 2 基本目標

### (1) テーマ

#### 愛着、親しみ、誇りを感じる美しいまち

姫路市は、美しい山河、穏やかな瀬戸の海、肥沃な播磨平野などの豊かな自然を背景に、世界文化遺産・姫路城をはじめとする歴史・文化を継承しつつ、播磨地域の中核都市にふさわしい快適な住環境、活力ある商工業を育んできた。それらが調和した景観は、市民の愛着と誇りを育むとともに、観光客など来訪者を惹きつける魅力の源泉ともなっている。

こうした姫路らしい景観を、市民、事業者、行政等の参画と協働により、まもり、そだて、つくり、いかすことで、「愛着、親しみ、誇りを感じる美しいまち」を形成していく。



## (2) 目標

### ①世界に誇れる「シンボル景観」づくり

優美な姿の姫路城は、世界に比類のない美しさを誇る歴史・文化遺産である。また、姫路に住むことの誇りと愛着を育む、姫路を代表する景観資源でもある。

このため、姫路城を眺望することができる都市空間を整備するとともに、姫路城周辺の魅力的な景観形成に取り組むことにより、姫路城を核とした世界に誇れるシンボル景観の形成をめざす。

### ②愛着あふれる「わがまち景観」づくり

本市には、山・川・海等の自然や豊かな田園集落地、快適な住宅地、活力ある商業業務地や工業地など、多様な魅力をもつ景観がある。これらは地域環境に応じて形成されてきたものであり、市民一人ひとりが愛着と親しみを持つ暮らしの景観である。

このため、身近な暮らしの景観について、歴史文化や美しさ、愛着などの市民の思いも考え合わせることで、市民一人ひとりが将来にわたって伝えたいと思うような、地域特性を生かした愛着あふれるわがまち景観の形成をめざす。

### ③多様な主体が参画・協働する「景観まちづくり」

市民、事業者、行政、さらには姫路を訪れる人々も、姫路の景観の担い手である。また、景観形成は、単に見た目を美しく装うことだけではなく、生活環境の快適性を高めることや地域コミュニティの育成、観光地としての活性化、元気な地域づくりなど、地域が抱える様々な課題と結びついている。

このため、景観への取り組みをきっかけとして、多様な主体が参画・協働し、地域のまちづくりとして総合的に取り組む景観まちづくりの推進をめざす。

### 3 基本方針

#### ①姫路のまちの顔を創る

将来にわたり美しく誇れる景観を形成するために、特徴的な都市の顔及び骨格づくりが必要である。このため、世界文化遺産・姫路城を有する本市の玄関口となるターミナルや都心部において、風格とにぎわいのある本市の顔にふさわしい景観を創る。また、主要な道路や河川などの骨格的な要素について、質の高い景観を創る。

#### ②姫路の伝統と風土を守る

恵まれた自然環境や、固有の歴史・文化遺産によって形成される優れた景観、さらに地域環境に応じてつくり上げられてきた生活や産業等の景観は、その長い歴史の中で築かれた貴重な財産である。この伝統と風土を生かし、次代に伝えていくことにより、市民の誇りとなる景観の保全・継承を図る。

#### ③快適で魅力的な景観を育てる

景観は、建築物、道路・公園等の公共施設、山・川・海等の自然など、多種多様な要素で構成される。このため、地域特性に応じて様々な景観要素の整合や共生を図り、調和のとれた快適で魅力的な景観を育成する。

#### ④参画と協働の景観づくりに取り組む

一人ひとりが主体的に身近な景観形成に取り組むとともに、市民、事業者、行政などの多様な主体が参画・協働して、地域の個性や資源を理解し活用しながら、愛着や誇りを感じることができる景観形成に取り組む。

## 第2章

景觀形成計画



## 1 景観構造と景観類型

景観は、市民にとって身近な景観、都心の商業業務地の景観、自然景観など、景観を構成する要素や、それを捉える視覚的広がりなどにより多様な展開をみせる。

この多様な景観を市域全体で構造化することにより、景観特性が理解・把握しやすくなる。

### (1) 景観の構造化

#### ①景観核

景観核とは、まちの顔として、そのまちのイメージを形成する景観上重要な場所であり、まちのシンボルとなる景観核のほか、地域ごとに愛着を持って育まれてきた身近な景観核がある。

本市では、シンボルである姫路城が本市の歴史・文化を代表する景観核であり、姫路城十景など市内各所からの眺望景観としても親しまれている。さらに大手前通りの風格ある景観と一体となって本市を代表する都市景観核を構成している。

また、書写山円教寺をはじめとする優れた歴史・文化遺産や自然豊かな景勝地などがあり、貴重な景観資源となっている。さらに、地域の商業業務施設や公共公益施設、神社仏閣など、地域の景観核となっている場所があり、地域や地区の景観を特徴づける拠点や資源となっている。

#### ②景観軸

幹線道路や河川など線的な要素は、都市の空間的骨格であり、都市の歴史、文化、風格などが表れる重要な景観軸である。

本市では、国道など主要幹線道路に沿って市街地が形成され、都市活動や産業活動の軸となっている。また、市川や夢前川などの河川が主要な水と緑の景観軸となっている。

#### ③ゾーン景観

ゾーン景観とは、面的な広がりを持つ同質景観のまとまりであり、主に土地利用の特性に応じて地域の景観的特徴が表れる。

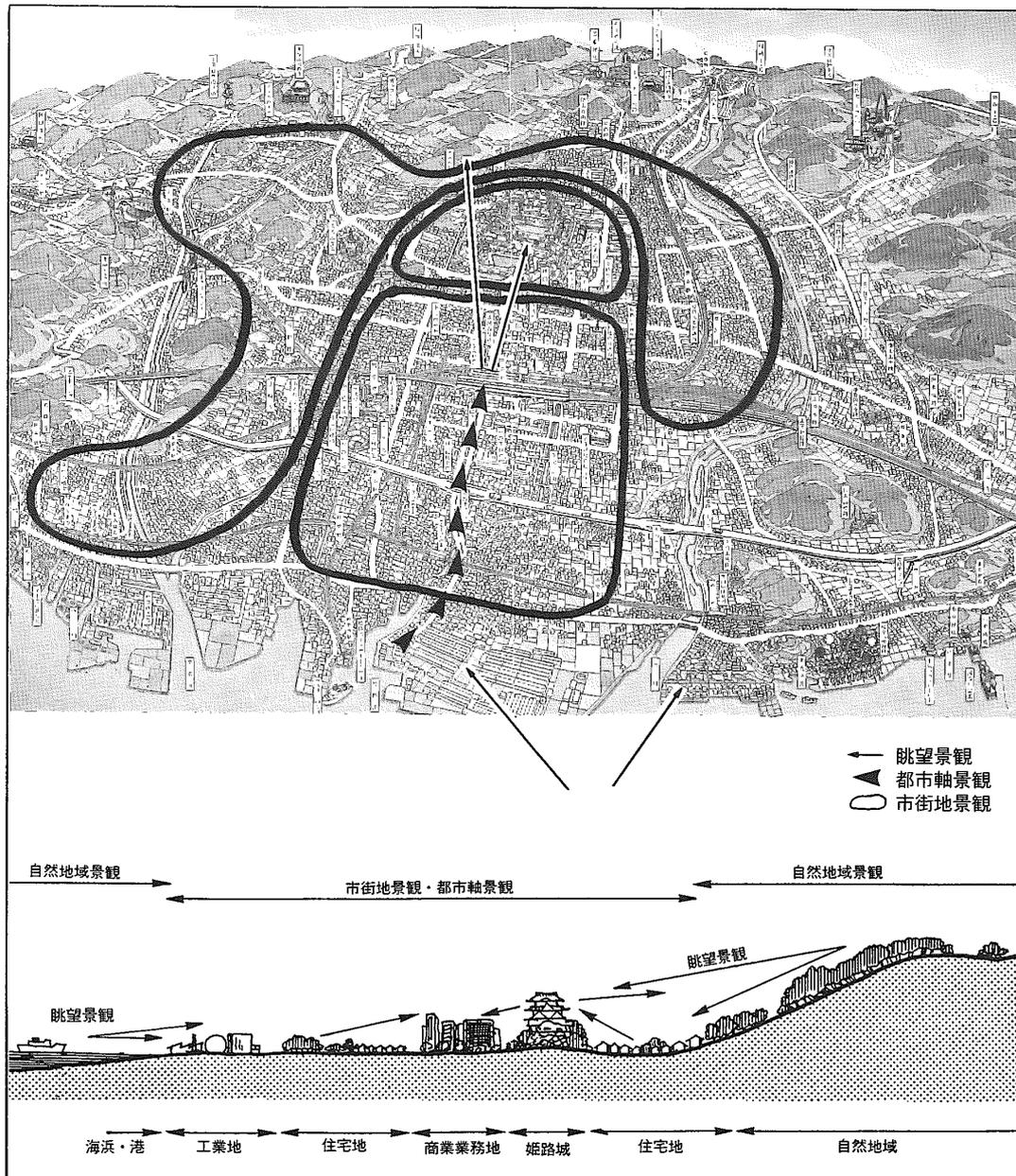
本市では、住宅地、田園集落地、商業業務地、工業地、港などのまとまりある景観が形成されているとともに、姫路城周辺や街道筋では歴史的町並みなど特徴ある景観が形成されている。

#### ④眺望景観

眺望景観とは、都市の広範囲を眺める大景観であり、大地形と都市構造の対応状況や都市形成の歴史などが表れる。風景的に捉えられる要素である。

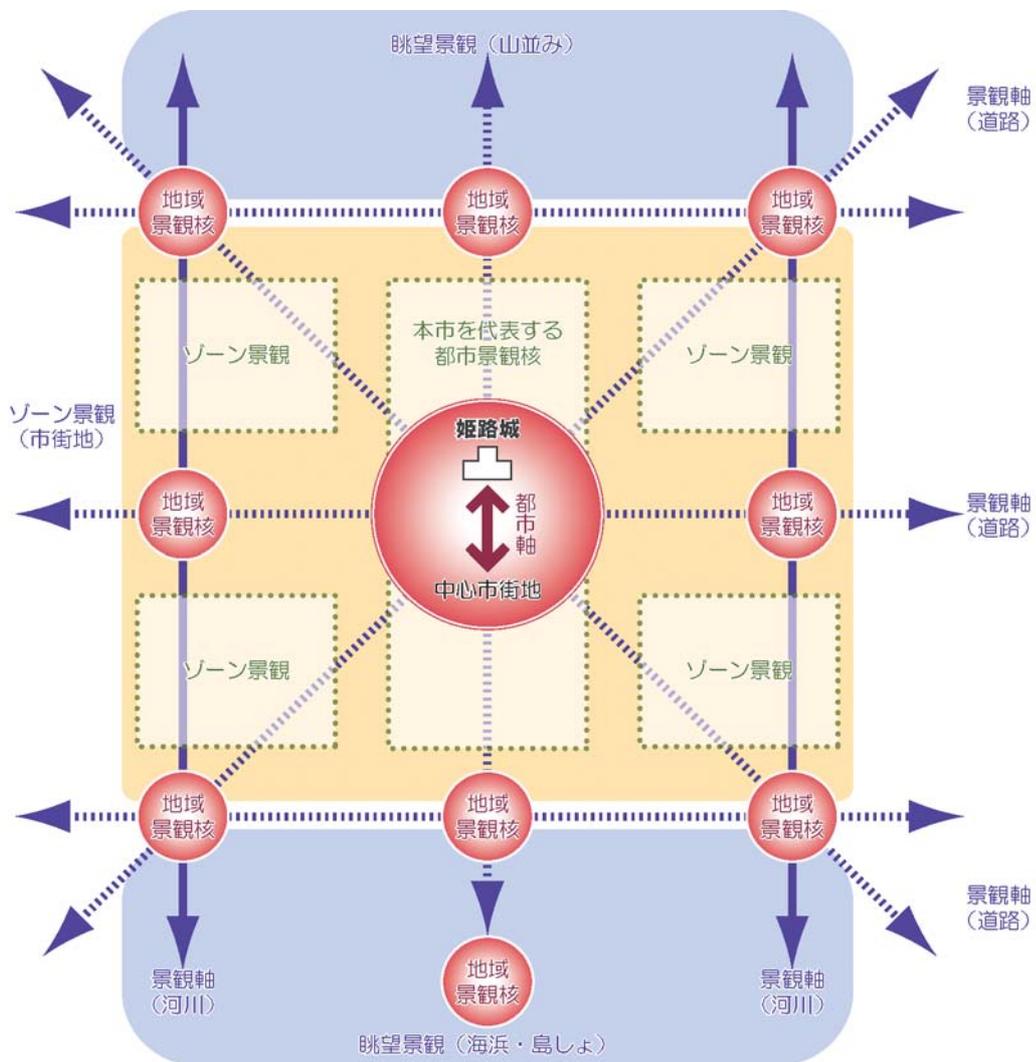
本市では、山並み景観と海浜・島しょ景観が大地形として市街地を取り巻いており、その中で、姫路城の眺望がシンボル景観として捉えられている。

#### ■景観の見え方



■景観構造の模式図

- ・山並みの眺望景観、市街地のゾーン景観、海浜・島しょの眺望景観が連続・調和して、本市の大景観の基礎をなしている。
- ・その上に、姫路城と中心市街地とが一体となって本市を代表する都市景観核を構成している。さらに、地域ごとに、その地域の景観を特色づける地域景観核があり、地域特性を反映したわがまち景観が育まれている。
- ・それらを道路や河川がネットワークし、歴史文化、生活行動、産業活動などのつながりを生みだし、都市軸あるいは景観軸を形成している。

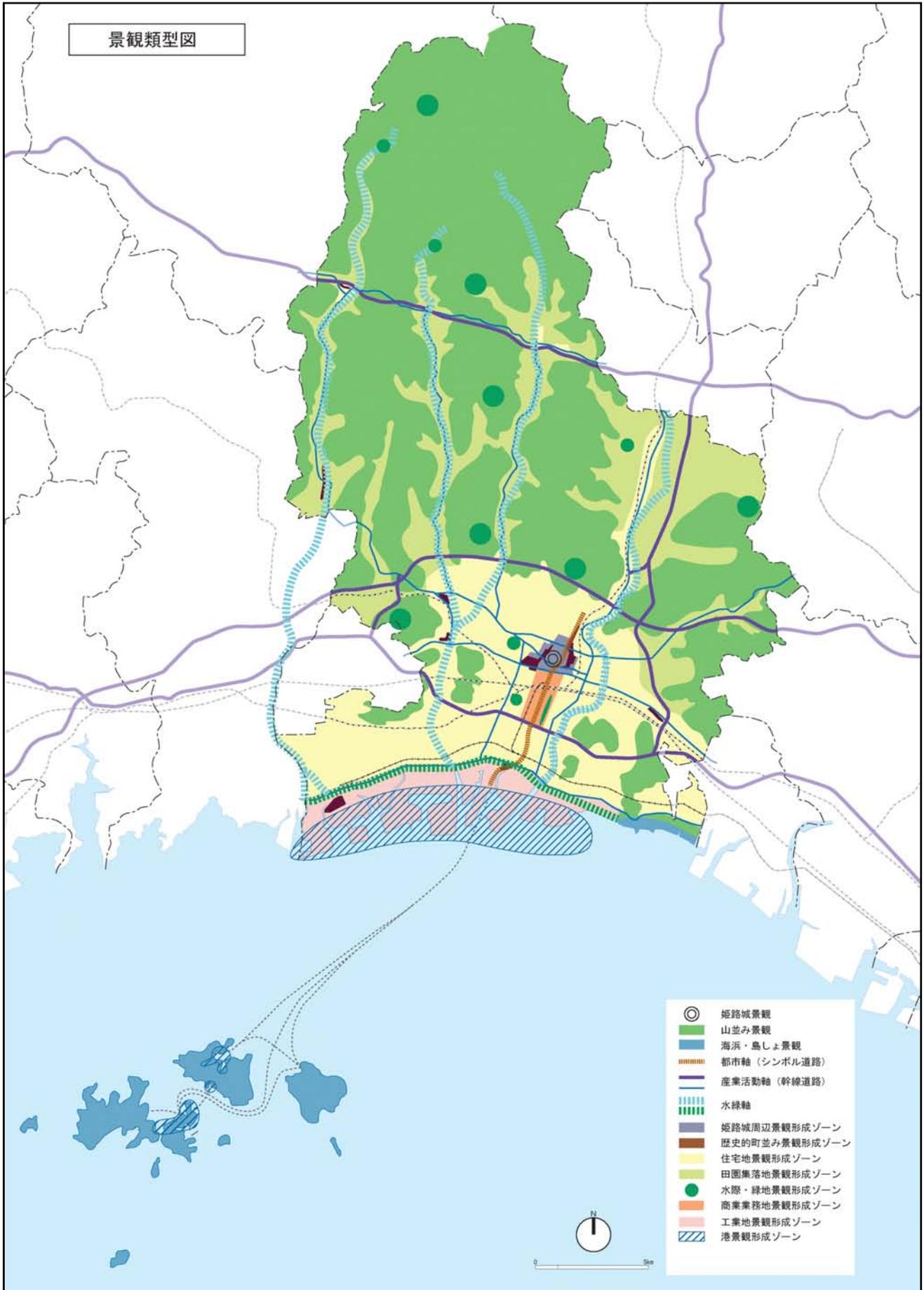


## (2) 景観の類型化

上記により景観を構造化して捉えた上で、地域特性を踏まえて、下表のとおり景観類型を定める。

### ■ 景観類型

景観構造	景観類型
(1) 景観核	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 都市景観核</li><li>・ 地域景観核</li></ul>
(2) 景観軸	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 都市軸（シンボル道路）</li><li>・ 産業活動軸（幹線道路）</li><li>・ 水緑軸</li></ul>
(3) ゾーン景観	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 姫路城周辺景観形成ゾーン</li><li>・ 歴史的町並み景観形成ゾーン</li><li>・ 住宅地景観形成ゾーン</li><li>・ 田園集落地景観形成ゾーン</li><li>・ 水際・緑地景観形成ゾーン</li><li>・ 商業業務地景観形成ゾーン</li><li>・ 工業地景観形成ゾーン</li><li>・ 港景観形成ゾーン</li></ul>
(4) 眺望景観	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 姫路城景観</li><li>・ 山並み景観</li><li>・ 海浜・島しょ景観</li></ul>



## 2 類型別景観形成計画

### (1) 景観核

#### ①都市景観核

##### 【特性と課題】

姫路城は、世界文化遺産として貴重であるばかりでなく、全市的な景観核でもあり、大手前通りの風格ある景観と一体となって本市を代表する都市景観核を構成している。今後も、姫路城を象徴とする姫路らしい景観イメージを高めていくことが望まれる。

##### 【基本方針】

- 周辺市街地と一体となった姫路城景観の保全・活用を図る。

##### 【施策の方向】

- ア 姫路城景観の保全と演出
  - ・ 姫路城の保存・修理
  - ・ 姫路城及び原生林の一体的な景観の保全
  - ・ 姫路城のライトアップ
  - ・ 姫路城周辺地域における城と調和した景観の誘導



(姫路城)

## ②地域景観核

### 【特性と課題】

本市には、西の比叡山と称される書写山円教寺などの優れた歴史・文化遺産や自然豊かな景勝地などがあり、景観の多様性を印象づける貴重な景観資源となっている。また、商業業務施設や公共公益施設、観光施設、歴史・文化を伝える建築物などが地域や地区の特色ある雰囲気醸し出す重要な景観資源となっている。

地域や地区の景観を特色づけ、個性的な景観を育む拠り所となっているこれらの資源を核に、地域や地区ごとに景観を整えていくことが望まれる。

### 【基本方針】

- 個性的で魅力ある景観形成を進めるため、地域らしさを醸しだしている景観資源の保全・活用を図る。

### 【施策の方向】

- ア 書写山円教寺等の歴史・文化遺産の保全・活用
- イ 地域や地区の景観資源の発掘
  - ・歴史的、文化的価値の高い資源の調査
  - ・地区ごとに大切にしたい資源の発掘
- ウ 地域や地区の景観資源の保全・活用
  - ・景観上重要な建築物や樹木等の保存
  - ・拠点施設の保全・修景
  - ・公共公益施設の緑化・美化の推進
  - ・景観資源の周知、PR
  - ・観光・レクリエーション利用の促進



(書写山円教寺)



(千年家：安富)



(置塩城跡：夢前)



(日本玩具博物館：香寺)



(家島港)



(JRひめじ別所駅周辺)



(名古屋墓園)

## (2) 景観軸

### ①都市軸（シンボル道路）

#### 【特性と課題】

本市の玄関口である JR 姫路駅から姫路城を見通すことができる大手前通り、及び市役所、姫路港などを結ぶ駅南大路は、姫路の都市景観を代表するシンボル道路である。

広幅員の道路に豊かな街路樹、安全で質の高い歩道空間など、シンボル道路にふさわしい道路空間が整備されているとともに、沿道建築物や屋外広告物等の景観誘導がなされ、風格ある沿道景観が形成されている。

姫路のみならず播磨地域の中核的都市機能が集積し、市民や観光客等が訪れる場となっている。さらに、ライトアップや歩道空間を使ったオープンカフェなどにぎわいの創出にも努めている。

こうした姫路らしさを代表する都市軸の景観を保全し、さらに質の高いものへと充実を図ることが望まれる。



(大手前通り)

【基本方針】

- 植栽による豊かな緑とデザインされた沿道建築物等により、連続性と統一感のある景観を形成し、本市の顔となる風格ある都市空間を創出する。
- 本市の都市軸として、風格と調和の中にも、にぎわい、親しみ、うるおいが感じられる都市空間を創出する。

【施策の方向】

- ア 沿道建築物・工作物などの景観誘導
  - ・都市景観形成地区における規制・誘導
  - ・大規模建築物等及び屋外広告物の規制・誘導
- イ 快適な道路空間の確保
  - ・ストリートファニチャー等の設置やオープンスペースの確保
  - ・街路樹の適切な維持管理
  - ・屋外広告物や道路占有物の除去・指導
- ウ 都市イメージを高めるソフト事業の推進
  - ・観光イベント等と連携したにぎわい景観の誘導
  - ・都市的魅力を生み出す取り組みの推進（ライトアップ、オープンカフェ等）



(大手前通り)



(駅南大路)



(オープンカフェ：大手前通り)

## ②産業活動軸（幹線道路）

### 【特性と課題】

本市の幹線道路網は、市街地においては、国道2号、国道2号姫路バイパスなどの広域幹線道路と、これらと相互に連結した地域幹線道路が骨格的なネットワークを構成している。また、周辺部では国道372号、国道29号などが姫路中心部と周辺都市とを結び地域の構成を秩序づけている。これらは産業活動・都市活動を支える重要な基盤であり、景観上もまちの骨格となる重要な要素である。

これらの幹線道路では、道路整備に合わせて街路樹が植栽され、市街地内にあって緑豊かな軸線が形成されつつある。一方で、沿道には郊外型店舗等の立地が進み、統一感のない外観の建築物や屋外広告物などが氾濫し、雑然としているばかりでなく、緑が少なくうるおいに欠けるなどの問題があり、景観面に配慮した修景が望まれる。

とりわけ、国道2号などのような広域幹線道路については、市民だけでなく市外の人々に対しても本市を印象づける景観形成が望まれる。



(国道2号)

**【基本方針】**

- 沿道地区の性格や道路の機能に応じて、親しみ、うるおい、にぎわい、ゆとり、思いやりなどが感じられる、沿道と一体となった良好な道路景観の形成を図る。
- 道路植栽の整備を推進し、地域にふさわしい道路景観の形成を図る。

**【施策の方向】**

- ア 道路植栽と道路照明の計画的整備
  - ・ 街路樹の植栽、整備と維持管理
  - ・ 道路照明の計画的整備
  - ・ 高架道路の修景
- イ 歩行者空間の整備
  - ・ 歩道幅員の拡幅整備
  - ・ 計画的な街路緑化と維持管理
  - ・ 舗装材への配慮
- ウ 沿道建築物・工作物などの景観誘導
  - ・ 都市景観形成地区における規制・誘導
  - ・ 大規模建築物等及び屋外広告物の規制・誘導
- エ 道路空間の景観阻害要因の除去
  - ・ 屋外広告物や道路占有物の除去・指導
  - ・ 道路標識や電柱架線の整理、統合
  - ・ 無電柱化の推進



(県道阿成姫路停車場線：飾磨区阿成)

### ③水緑軸

#### 【特性と課題】

南流する市川、夢前川、揖保川等の諸河川は、南北に連なる水と緑の軸として都市の骨格を形成している。

本市を代表する市川や夢前川などは、北部の山林地域から南部の市街地までをつなぎ、自然豊かなグリーンベルトを形成している。また、古くから交通、歴史文化、産業など流域の多様なつながりを生み出してきた重要な軸でもある。こうした河川の下流域では、サイクリングロードや河川敷公園が整備され市民のレクリエーションの場となっているが、上流・中流域では河川敷の利用が少なく、より市民が身近に水や自然に親しめる場や機会の創出が望まれる。

船場川などの市街地を流れる中小河川では、市街化の進展と河川改修により水路としての機能だけが重視され、水際への接近が容易でないことが多いが、運河公園など親水空間整備も進められており、より一層市民が親しめる水辺空間の創出が望まれる。

また、臨海工業地域と市街地との境界に設けられた緩衝緑地は、東西方向の水緑軸として市街地環境を保全するとともに、レクリエーションの場ともなっており、うるおいある景観の形成が望まれる。

これらの水緑軸を、市民が身近に水や緑に親しめる貴重なオープンスペースとして活用し、市民生活に密着した生き生きとしたうるおいある空間とすることが大切である。



(夢前川)



(新庄の桜並木：夢前川)

**【基本方針】**

- 市川、夢前川などの主要河川は、山と海を結ぶ水と緑の軸として、自然とアメニティあふれる景観の形成を図る。
- 市街地内の河川や緑地は、貴重なオープンスペースとして、うるおいと親しみのある景観の形成を図る。
- 河川ごとの機能や地域特性などを踏まえた河川整備を進める。

**【施策の方向】**

- ア 河川敷の整備
  - ・河床及び護岸整備における配慮
  - ・親水護岸など親水空間の整備
  - ・堤上にある道路の修景
- イ 河川沿いの歩行者空間の整備
  - ・サイクリングロードや散策路の整備
  - ・彫刻の設置や植栽による名所づくり
- ウ オープンスペースの確保と緑化推進
  - ・河川敷公園の整備
  - ・緩衝緑地の設置と適切な維持管理
- エ 橋梁など工作物における配慮
  - ・橋梁等の形態、色彩、材料に配慮
- オ 河川沿いの建築物などの景観上の配慮
  - ・屋外広告物の規制・誘導
  - ・河川に接する敷地部分の緑化
- カ 水環境の保全
  - ・ゴミの不法投棄防止
  - ・生活排水等下水流入の防止
  - ・河川環境美化の推進



(外堀川)



(緩衝緑地)

### (3) ゾーン景観

#### ①姫路城周辺景観形成ゾーン

##### 【特性と課題】

姫路城周辺は、世界文化遺産・姫路城を核に、男山等の丘陵、船場川や濠等の水辺、大手前通りや国道2号等の道路、龍野町、野里等の歴史的町並み、五軒邸等の住宅地など多様な景観特性を有している。

姫路城とそれを取り囲む区域は、特別史跡区域及び都市公園区域となっており、城と一体となった広いオープンスペースの中に公共公益施設が集積する歴史的文化的な雰囲気をもつ地区として、市民に親しまれている本市のシンボルゾーンである。とりわけ、姫山の原生林は、自然環境として重要であるとともに、姫路城の優美な姿を包み守り演出する役割を果たしている。

姫路城とその周辺の水と緑が織りなす景観は、姫路らしい優れた都市景観を形成する上で貴重かつ不可欠な要素であり、市民のシンボルゾーンとして意義を高めるよう積極的な保全と活用が望まれる。

また、姫路城周辺の景観形成には、その背景あるいは前景となる周辺市街地の景観も重要であるため、多様な地区特性を生かしつつ、姫路城と調和した落ち着いた景観を形成することが大切である。



(天守閣から美術館付近を望む)



(家老屋敷跡公園)



(船場川と千姫の小径)



(旧寺町界わい：五軒邸)



(東部中濠)

【基本方針】

- 姫路城とそれを囲む区域の史跡を復元・修復するとともに、市民の余暇・文化活動拠点としての施設を充実させ、優れた景観の保全・育成を図る。
- 姫路城を核とした水と緑のうるおいある美しい景観の形成を図る。
- 周辺市街地では、多様な地区特性に応じた景観形成を図るとともに、姫路城と調和した風格ある景観の形成を図る。
- 都市イメージの向上に向けて、国内外からの観光・レクリエーション利用を促進する。

【施策の方向】

ア 重点地区の設定

- ・ 総合的かつ重点的な景観形成の推進
- ・ 姫路城周辺地域における城と調和した景観の誘導

イ 歴史的・文化的環境の保全・創出

- ・ 史跡の復元、修復
- ・ 城と調和した公園整備

ウ 自然環境の保全・創出

- ・ 姫山原生林の保全
- ・ 船場川の修景整備など親水空間の創出
- ・ 船場川や中濠などの水環境の保全

エ 城と調和した景観の保全・創出

- ・ 電柱の修景、移設、無電柱化
- ・ 城と調和した案内板や道路標識等の整備
- ・ 城と調和した公共施設等の整備（緑化の推進、舗装の美装化、ストリートファニチャーの設置等）

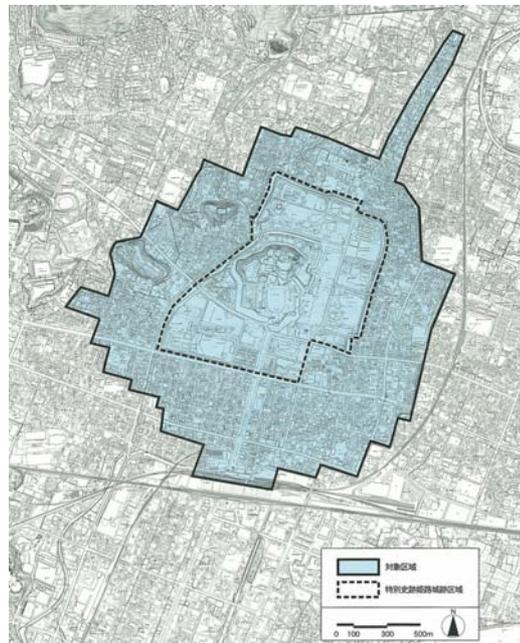
オ 都市景観形成地区における規制・誘導

- ・ 大規模建築物等及び屋外広告物の規制・誘導

カ 観光・レクリエーションの促進

- ・ 歴史と文化を生かした観光イベント等の推進
- ・ 文化・交流施設等の回遊性の向上

■ 重点地区



## ②歴史的町並み景観形成ゾーン

### 【特性と課題】

姫路城の城下町のほか、陣屋町や街道筋に残る宿場町、港町など、情趣ある歴史的な町並みが残っている。これらの町並みは、明治以降から現代に至るまでの産業・社会構造の変化にともなう交通手段や市街地機能の更新、老朽化や生活様式の変化にともなう建て替えなどにより、町並みの連続性が失われつつある。

歴史的町並みは、地域の生活文化の様子を本市の歴史として現代に伝えるものであり、伝統ある都市の個性を表すものでもある。その歴史的町並み景観を十分に評価し、保全し、今後のまちづくりの中で引き継いでいくことが大切である。



(材木町)



(飾磨区天神)

**【基本方針】**

- 姫路城の城下町や旧街道筋に残る宿場町及び港町等の歴史的町並み景観を保全するとともに、調和のとれた一体性のある景観の形成を図る。
- 歴史的・文化的に価値のある建築物等について、保存・修復に努めるとともに、まちづくりの中での活用を図る。

**【施策の方向】**

ア 町並みの保全・修景

- ・都市景観形成地区の指定
- ・景観阻害要因の規制・改善
- ・歴史的町並みに調和した道路の整備
- ・鎮守の杜やランドマークとなっている大木などを生かした雰囲気づくり

イ 歴史的建造物の保存・活用

- ・歴史的建造物の保存・修復
- ・歴史的建造物の保存・活用に対する支援策の構築



(網干区興浜)



(野里商店街)



(町家を活用したギャラリー：野里)

### ③住宅地景観形成ゾーン

#### 【特性と課題】

住宅地は最も一般的に見られる生活空間の景観であるが、その姿は一様ではなく、都心部に近い中高層住宅地、郊外の戸建て住宅地、農村や漁村から発展した住宅地など、地域の特性に応じた多様な住環境が形成されている。

既成市街地では、土地区画整理事業等により都市基盤が整備され、中低層住宅を主とする整然としたまちなみが形成されつつあるが、一方で旧集落周辺へのミニ開発の立地、低層住宅と中高層住宅の混在によるまちなみの不調和などが見られる。周辺部においては、農地の無秩序な宅地化が進んでおり、旧集落の面影の喪失や雑然とした景観も見られる。

また、既成市街地にある丘陵は緑の景観として重要であるが、山麓部での宅地開発のため、緑が失われ高いコンクリート擁壁等が露出するなど殺風景な景観が生じている。

このため、市民の最も身近な生活空間である住宅地を美しく、快適でゆとりのあるものにしていくことが望まれる。



(フェアヴィラージュあやみの)

【基本方針】

- 既成市街地の住宅地では、宅地の細分化を防ぎ、緑を保全し、美しいまちなみを育成する。
- 周辺部の市街化途上にある住宅地では、周辺の田園や山並みなどとの調和に配慮しつつ、基盤の整ったゆとりとうるおいのある住宅地を形成する。
- 新規の住宅地では、まちなみに配慮した住環境整備を進め、魅力的な美しい景観の形成を図る。

【施策の方向】

- ア 良好なまちなみの保全と創出
  - ・良好なまちなみの保全・向上に係る住民意識の啓発
  - ・優れたまちなみや住民活動に対する表彰・顕彰
  - ・都市景観形成地区の指定
  - ・建築協定、地区計画制度等の活用
- イ 住環境の改善、住環境悪化の未然防止
  - ・緑化、まち美化の推進
  - ・コミュニティ道路、市民広場等の設置
  - ・周辺環境と調和した開発の誘導
- ウ 緑化の推進
  - ・敷地と道路の境界部分やバルコニーなどの緑や花による演出等の促進
  - ・道路や公園などの緑化や花づくりへの住民参加の促進
  - ・緑地協定等の活用



(サバービア豊富)

#### ④田園集落地景観形成ゾーン

##### 【特性と課題】

市域中北部及び既成市街地の郊外部では、山並みを背景に、川沿いや山間部に広がる農地や農村集落、谷筋の山村集落、里山や河畔林などの樹林地、鎮守の森などが一体となった、自然豊かで美しい田園集落地景観が広がっている。

この景観は地域の自然と共生する暮らしの景観であり、地域の人々の原風景となるとともに、なつかしいふるさとの景観として人々の心を和ませている。

しかし、都市化の進展等により、住宅や工場、資材置場など都市的利用の増加、野立広告物の乱立、不耕作地の増加など、田園景観の魅力が減じられつつある。

一方で、中核農家を中心とした集団営農による不耕作地の防止、レンゲやソバなど景観作物の栽培、地域と一体となったホテルのまちづくりなどの取り組みも進められている。

田園集落地景観は、地域コミュニティによるしっかりとした営農があつてこそ保たれるものである。それぞれの地域の特性に応じて、元気で美しい田園集落地づくりの取り組みを進めていくことが大切である。



(田園景観：山田)

**【基本方針】**

- 農地や里山の保全、農業の振興、集落環境の整備などを図り、田園が持つ多面的な機能を維持・発揮する。
- 田園環境を生かしたまちづくりや都市と農村の交流などを進め、農地、集落、里山等が調和した元気で美しい田園集落地景観の形成を図る。

**【施策の方向】**

ア 田園集落地の保全・育成

- ・集落地の住環境整備と一体的な景観保全
- ・道筋、川筋の修景整備

イ 農業の振興

- ・農用地の保全、水路・ため池等の整備など生産基盤の整備
- ・都市近郊農業や観光農業の振興
- ・休耕田や遊休農地の活用（景観作物の栽培など）

ウ 身近な自然環境の保全と育成

- ・里山の保全と育成
- ・鎮守の杜などの保全



(ソバ栽培：夢前)



(集落地区計画：香寺町土師)

## ⑤水際・緑地景観形成ゾーン

### 【特性と課題】

大規模な公園や緑地は、水や緑に恵まれたアメニティの高い都市環境を支える基盤的要素であり、自然に親しむ憩いの景観を創出している。

姫路公園や手柄山中央公園などは、従来から市民の身近なレクリエーション空間として親しまれているとともに、その地域における景観形成の核となっている。また、市街地周辺部及び市域中北部では豊かな自然環境にふれることができるレクリエーション拠点等が整備されている。このほか、鎮守の杜や臨海工業地域の緩衝緑地などが、周辺と一体となって独自の緑地環境を形成している。

このような公園・緑地及びオープンスペースを水と緑の拠点として、豊かな環境をもつ姫路のイメージ形成にも配慮しつつ、適切に整備・維持管理し、市民利用を促進することが大切である。



(手柄山中央公園)

**【基本方針】**

- 自然が豊かで憩いやレクリエーションの場となり、また地域景観の拠点ともなる公園・緑地の整備・維持管理を図る。

**【施策の方向】**

- ア 公園・緑地の整備、維持管理
  - ・オープンスペースの拡充と緑化推進
  - ・個性ある公園・緑地の整備
  - ・親しみと魅力ある余暇空間の実現
  - ・公園・緑地の適切な維持管理
- イ 水と緑のネットワークの形成
  - ・拠点となる公園・緑地等を結ぶ道路や河川の修景・緑化の推進
- ウ 自然環境を活用した交流拠点の整備
  - ・山や川などの自然環境を生かした交流拠点の整備と利用促進



(緩衝緑地：飾磨区中島)



(夢さき夢のさと農業公園：夢前)



(グリーンステーション鹿が壺：安富)

## ⑥商業業務地景観形成ゾーン

### 【特性と課題】

商業業務地は、多様な機能が集積し、多くの人々が集まる交流拠点として特色ある景観を形成し、都市の顔、地区の顔となっている。

本市の商業業務地は、JR 姫路駅をはさんで南北に広がる都心部が播磨地域の中枢機能を担っているほか、北部副都心や飾磨、広畑、網干など鉄道駅を中心に地域の拠点が形成されている。

姫路駅北側の中心市街地では商店街の近代化が図られ、南側では駅南大路沿道に業務施設等の集積が進んでいる。しかし、建築物や屋外広告物の不調和、空き店舗や低未利用地の存在もあり、鉄道高架事業等による市街地環境の整備効果を活用しつつ、本市の顔にふさわしい一層魅力ある都市空間の形成が望まれる。

鉄道駅周辺などの地域拠点については、地域に応じた商業業務活動の振興とともに、にぎわいと親しみのある、楽しく歩ける魅力に富んだ都市空間の形成が望まれる。



(北駅前広場周辺)



(御幸通り)

**【基本方針】**

- 都心の商業業務地では、都心機能やにぎわいの充実を図り、本市の顔にふさわしい風格と個性のある景観の形成を図る。
- 地域の商業業務地では、商業施設相互の調和を図るとともに、地域のまちづくり活動とも連携し、個性と親しみのある景観の形成を図る。

**【施策の方向】**

- ア 魅力ある商業業務地の形成
  - ・大規模建築物等及び屋外広告物の規制・誘導
  - ・都市景観形成地区の指定
  - ・地区計画制度等の活用
  - ・景観阻害物の除去・修景
- イ 快適な歩行者空間の創出
  - ・歩道幅員の拡幅整備、舗装材への配慮
  - ・公共サイン、ストリートファニチャー、広場等の設置
  - ・水と緑による歩行者空間の演出
- ウ 商店街の振興
  - ・商店街活性化の推進
  - ・商店街の魅力づくり（空き店舗対策や集客イベントなど）
  - ・まちづくりと連携したにぎわいの創出



(駅南大路)



(姫路リバーシティ：飾磨)

## ⑦工業地景観形成ゾーン

### 【特性と課題】

本市の工業地は、飾磨、広畑、網干、白浜の臨海部に、鉄鋼、化学、エネルギー、運輸などの大規模な工場・事業所が帯状に集積する臨海工業地域に特徴が見られる。その他の地域にも、電気機械器具工業及びナット、鎖、皮革等の地場産業や鉄工団地、家具団地があり、地域によってその様相が多様である。

工業地の景観は、生産機能そのものが景観として表れているため、一般的に閉鎖的で殺風景なものとなりがちであるが、工業地景観は産業活力を映すものであり産業都市姫路のイメージ形成にとっても重要である。

また、工場を囲む緑地帯は、うるおいある景観を創出し、企業イメージや就業者の労働環境の向上に役立つとともに、周辺住民の憩いの場として活用されることもあり、工場と地域との調和を図ることにつながる。

工業は、本市を支える重要な産業であり、産業の高度化・活性化と合わせて、より快適で質の高い工業地景観の創出が大切である。



(臨海工業地域)

【基本方針】

- 本市の工業の特徴や立地条件を生かし、秩序と活力ある工業地景観の形成を図る。
- オープンスペースなどの緑化や環境美化を進め、工場と周辺環境の調和した景観の形成を図る。

【施策の方向】

- ア オープンスペースの確保と緑化推進
  - ・ 敷地際の整備と修景の促進
  - ・ 景観に配慮した敷地内緑化の促進
- イ 周辺道路、緑地などの整備
  - ・ 道路緑化の推進
  - ・ 緩衝緑地の設置
  - ・ 緑地等の適切な維持管理
- ウ 工場建物等の景観誘導
  - ・ 大規模建築物等の規制・誘導
- エ 環境美化の推進
  - ・ 景観阻害要因の除去・修景



(白浜)



(中島)



(海から望む臨海工業地域：飾磨)

## ⑧港景観形成ゾーン

### 【特性と課題】

本市には、特定重要港湾姫路港のほか、地方港湾家島港、坊勢港等の漁港がある。

姫路港は播磨臨海工業地域の中心として物流や海上交通に大きな役割を果たし、都市・産業機能が表れた港景観を有している。また、家島の港は、島の玄関口であり漁業や海運業などと結びついた生活空間としての港景観を有している。

姫路港では、姫路みなと祭などのイベントや飾万津臨海公園、網干なぎさ公園、旅客船ターミナルなど、市民が港と親しむ場や機会の創出が図られているが、臨海部の大半が工場群に占められるなど、港の雰囲気や海辺の魅力を楽しむ場が少ない。このため、港湾機能や交通機能の整備に加え、市民が海や港と親しむことができる港の景観づくりが大切である。

一方、家島の港は日々の交通、地場産業など生活活動の場であり、また海と関連した祭りや風習、信仰も色濃く残っている。港はまさに暮らしの場そのものであることから、地域の個性や伝統を尊重し、生活環境の安全性・快適性を高めるまちづくりの視点からの港の景観づくりが大切である。



(姫路港：飾磨)



(家島漁港と町並み)

**【基本方針】**

- 姫路港では、都市・産業活動を支える基盤として、活力ある港を整備するとともに、港や海に親しむ場や機会を創出し、海の玄関にふさわしい港景観の形成を図る。
- 家島の港では、島の暮らしや伝統を尊重しつつ、港と集落とが一体となったまとまりある景観の形成を図る。

**【施策の方向】**

- ア 海の玄関としての整備
  - ・ 旅客船ターミナルのバリアフリー化の整備
  - ・ 港への交通アクセスの整備
- イ 港や海に親しむ場や機会の創出
  - ・ 親水緑地等のウォーターフロントの整備
  - ・ 観光・レクリエーション利用の促進
- ウ 港や海にまつわる伝統・風習の継承
  - ・ 港や海にまつわる祭りなどの継承



(姫路港の緑地：飾磨)



(網干なぎさ公園とボートパーク：網干)



(家島天神祭：家島)

## (4) 眺望景観

### ① 姫路城景観

#### 【特性と課題】

姫路城は本市を象徴するランドマークであり、その背景と一体となった景観は、姫路を代表する眺望景観である。

とりわけ JR 姫路駅前から大手前通りを通して眺める姫路城や、広嶺山、名古屋山、手柄山、男山などから眺める姫路城の景観は、姫路城十景などとしてとりあげられ、市民や来訪者に親しまれている姫路らしい眺望景観の典型である。また、新幹線等の車窓から市街地越しに垣間見える姫路城の眺望は来訪者に姫路らしさを強く印象づけている。

しかし、広嶺山、名古屋山などからの眺望は、周辺の宅地開発や高層建築物の出現などにより優れた眺望が阻害されつつある。

こうした都市活動の中にあって歴史文化的な眺望景観を保全・継承していくため、姫路城と調和した都市の風景づくりとともに、絵になる風景を楽しめる眺望点の確保が望まれる。



(南から望む姫路城)

**【基本方針】**

- 姫路城の美しい眺望景観を保全・育成する。
- 姫路城をシンボルとした都市空間を創出する。

**【施策の方向】**

ア 眺望景観の形成

- ・眺望点の確保と広場整備
- ・眺望点からの見通しの確保
- ・姫路城周辺地域における城と調和した景観の誘導

イ 天守閣の背後に見える丘陵の自然環境保全

ウ 姫路城の演出

- ・姫路城のライトアップ
- ・原生林の保全



(西から望む姫路城)



(天守閣から東方向の眺望)

## ②山並み景観

### 【特性と課題】

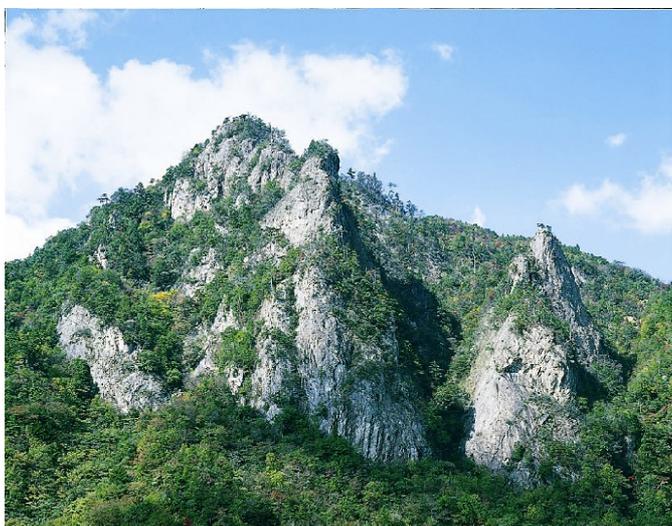
本市は、南北に長く、北部の山林地域から中部の田園集落地域、南部の平野地域、さらに播磨灘へと、流域としての多様な自然環境に恵まれている。

中でも北部の山林地域は、自然の美しさや自然への畏敬の念を感じさせるものであり、谷筋の農地や集落とも相まって、北部地域の景観を特徴づけている。また、市街地や田園集落地域を取り巻く山並み、市街地内に点在する丘陵などは、都市景観を秩序づける重要な要素であるとともに、都市化が進む地域にあって貴重な自然景観を形成している。

こうした自然環境は、うるおいとやすらぎのある景観をつくる上で重要な要素であるが、都市活動の影響や不十分な管理のため荒廃が進んでおり、適切な維持管理と保全が望まれる。



(安富ダム：安富)



(雪彦山：夢前)

**【基本方針】**

- 山林や谷筋、丘陵部の豊かな自然環境を保全し、市街地や集落と調和して姫路らしい景観を形づくる山並み景観を保全・育成する。
- 自然環境との調和に配慮しつつ、景観を楽しめる眺望点の整備等を推進する。
- 市街地近郊の丘陵の景観保全に向けて、開発や施設整備等に対する規制・誘導を図る。

**【施策の方向】**

- ア 自然環境の保全
  - ・ 山林の保全
  - ・ 優れた自然緑地の保全
  - ・ 小丘の緑の保全と修景
- イ 自然環境と調和した眺望点の整備
  - ・ 美しい眺望景観の保全
  - ・ 眺望点となる広場等の整備
- ウ 工作物等設置にあたっての景観上の指導
  - ・ 自然環境と調和した防災施設等の整備
  - ・ 鉄塔などの修景指導
  - ・ 自然環境と調和した形態、色彩、材料の使用
- エ 自然環境と調和した開発等の誘導
  - ・ 自然環境と調和する開発、施設整備の誘導
  - ・ 自然環境を生かした観光・レクリエーション利用の促進



(天守閣から北方向の眺望)

### ③海浜・島しょ景観

#### 【特性と課題】

本市は穏やかな播磨灘を臨み、家島諸島を有するなど、海の自然環境に恵まれている。

白浜、的形、大塩などの自然海浜は、大半が工場群に占められている播磨臨海地域において貴重な自然の海辺景観を形成している。

家島諸島は瀬戸内海国立公園に属し、その眺望は瀬戸内らしい多島美を見せている。一方で、地場産業である採石の島としても有名で独特の産業景観の側面も見られる。

こうした海浜・島しょ景観は、うるおいとやすらぎのある都市景観をつくる上で重要な要素であるが、産業活動の影響による荒廃の危険もあり、適切な維持管理と保全が望まれる。



(播磨灘に浮かぶ家島諸島)



(清水公園からの眺望：家島)

**【基本方針】**

- 自然海浜や島しょ部の瀬戸内らしい景観を保全・育成する。特に島しょ部では、自然環境、集落、港等が一体となった島らしい景観を保全・育成する。
- 自然環境との調和に配慮しつつ、景観を楽しめる眺望点の整備等を推進する。
- 開発や施設整備にあたっては、海辺の自然環境と調和したものとする。

**【施策の方向】**

- ア 自然環境の保全
  - ・優れた自然海岸、自然緑地の保全
  - ・海浜環境の保全、養浜整備
- イ 自然環境と調和した眺望点の整備
  - ・美しい眺望景観の保全
  - ・眺望点となる広場等の整備
- ウ 工作物等設置にあたっての景観上の指導
  - ・海浜環境と調和した港湾施設等の整備
  - ・鉄塔などの修景指導
  - ・海浜環境と調和した形態、色彩、材料の使用
- エ 海浜環境と調和した開発等の誘導
  - ・海浜環境と調和する開発、施設整備の誘導
  - ・海浜環境を生かした観光・レクリエーション利用の促進



(弁天島：坊勢)



(小赤壁：木場)



## 第3章

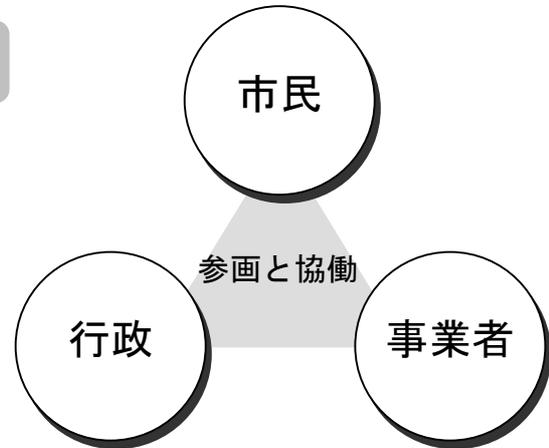
景観形成の推進方策



## 1 基本的な考え方

### 参画と協働の景観づくり

景観形成を進めるためには、一人ひとりが景観形成の主体であることを認識することが重要である。そして、市民、事業者、行政など多様な主体が、それぞれの役割を認識しつつ参画・協働して、地域の景観形成に取り組む「参画と協働の景観づくり」を進めることが必要である。



#### 【市民の役割】

- 自らが可能な範囲で良好な景観形成に取り組む。
- 地域の景観まちづくりに参画・協働する。
- 行政や市民団体等による景観まちづくりに参画・協働する。

#### 【事業者の役割】

- 産業活動にあたって、周辺と調和した良好な景観形成に取り組む。
- 地域の景観まちづくりに参画・協働する。
- 行政や市民団体等による景観まちづくりに参画・協働する。

#### 【行政の役割】

- 姫路の景観形成の目標や方向性を示す。
- 良好な景観形成に先導的な役割を担う。
- 関連する施策や事業を総合的に活用・推進する。
- 景観に関する調査・研究、情報提供等を行う。
- 景観に対する市民、事業者等の意識を高揚する。
- 市民、事業者等による景観まちづくりを推進・支援する。

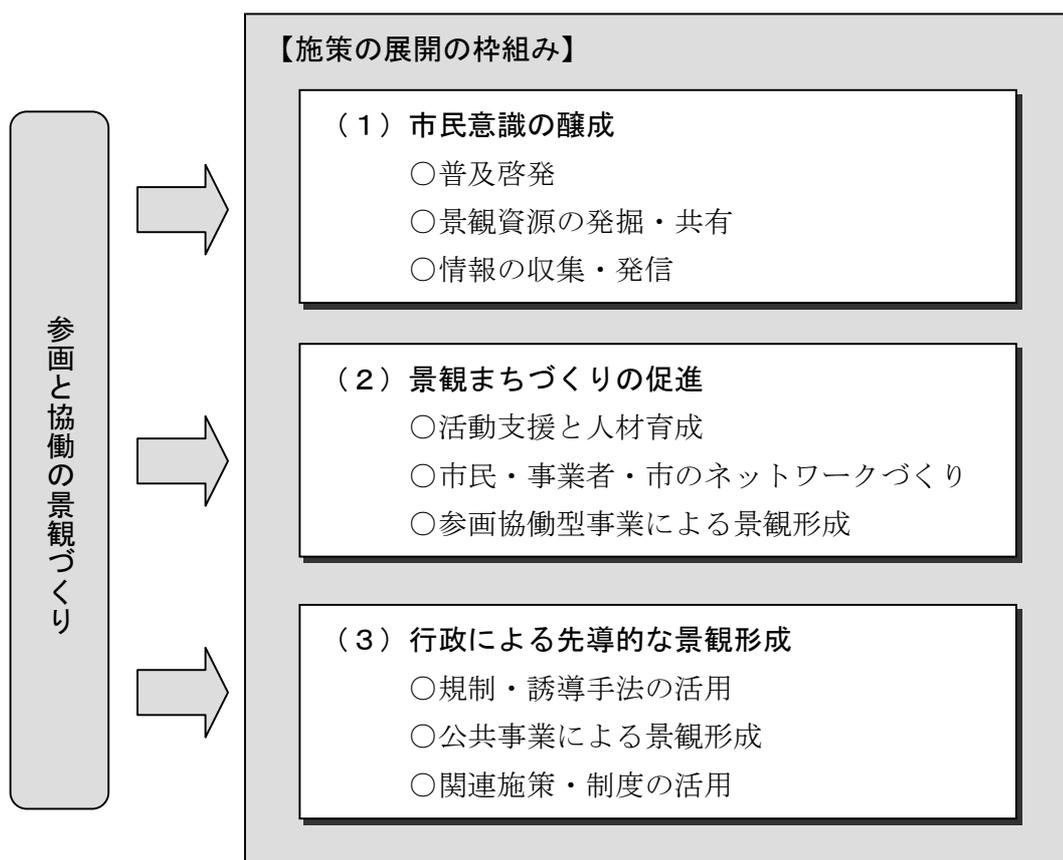
## 2 施策の展開

参画と協働の景観づくりを進めていくためには、まず、人々の景観についての関心を高めることが不可欠である。特に、地域ごとの特性や課題に応じて進めていくためには、地域やわがまちへの愛着や理解がその原動力となることから、市民意識の醸成を図ることが必要である。

このため、景観について幅広く普及啓発を行うとともに、市民、事業者の景観形成への参画を促し、協働の取り組みを支援することが重要である。

また、行政が先導的役割を発揮し、自らが地域に調和した、優れた景観形成を先導しつつ、各主体の行為・取り組みを適切に規制・誘導し、秩序ある景観形成を進めることも求められる。

これらを踏まえ、次の枠組みにより、景観施策の展開を図る。



## (1) 市民意識の醸成

### ①普及啓発

姫路を代表する景観から地域に身近に親しまれている景観まで、多様な景観が市内にあることや、それら景観を守り育てることの重要性について、広く市民や事業者へ普及啓発し、景観形成に対する理解と協力を得るように取り組む。

#### ○取り組み例

- ・ 景観講習会やシンポジウム、フォーラムなどの開催
- ・ 景観まちづくり出前講座の開催
- ・ 子供向けの景観学習などの推進

### ②景観資源の発掘・共有

市内に埋もれている景観資源、あるいは地域で大切にされている地域レベルの景観資源などを市民とともに掘り起こし、その価値を再認識し共有する取り組みを推進する。

#### ○取り組み例

- ・ わがまち自慢の景観や大切にしたい景観などの収集
- ・ 写真展や絵画展の開催
- ・ 景観タウンウォッチング、まちなみ見学会などの開催



(景観タウンウォッチングの様子)

### ③情報の収集・発信

市域の景観資源や景観まちづくり活動に関する情報、また景観関連の施策や事業に関する情報を収集し、多様な手法を用いて情報発信に取り組む。

#### ○取り組み例

- ・ 景観データベースの整備
- ・ 広報誌、ホームページ、テレビ、ラジオなどを活用した情報発信
- ・ 景観に関するパンフレット等の作成・配布

## (2) 景観まちづくりの促進

### ①活動支援と人材育成

市民、事業者等による主体的な景観まちづくり活動を支援するとともに、景観まちづくりの担い手となる人材育成のための制度を整える。

#### ○取り組み例

- ・都市景観形成市民団体の認定と活動支援
- ・表彰・助成制度による支援
- ・都市景観アドバイザー派遣制度による活動支援
- ・景観形成に係るガイドライン等の作成・配布
- ・景観まちづくりリーダー養成講座などによる人材育成

### ②市民・事業者・市のネットワークづくり

市民、事業者、市など多様な主体の参画と協働により景観まちづくりを推進していくため、相互の信頼関係を構築し、参画と協働のネットワークづくりに取り組む。

#### ○取り組み例

- ・各主体間の意見交換の場や機会の創出
- ・景観協議会などの仕組みの活用

### ③参画協働型事業による景観形成

景観まちづくりでは、ワークショップ手法を用いるなど多世代が参加しやすいように工夫するほか、市民、事業者等が地域の身近な道路、公園、河川などの公共施設の美化・清掃や緑化などの活動に参加できる場や機会を創出し、地域への愛着や地域コミュニティを育む。

また、地域の身近な公共施設等の整備・更新にあたって、地域住民等の意見を取り入れるなど参画と協働による景観形成に取り組む。

#### ○取り組み例

- ・景観ワークショップ等の開催
- ・身近な公共施設の美化・清掃や緑化などへの市民参加の推進（アダプト制度など）
- ・身近な公共施設の景観形成に係る市民参加の推進



(景観ワークショップの様子)

### (3) 行政による先導的な景観形成

#### ①規制・誘導手法の活用

景観法並びに姫路市都市景観条例に基づいて、建築行為等の規制・誘導を行い、秩序ある景観形成を図る。

##### ○取り組み例

- ・ 景観計画の策定
- ・ 大規模建築物等の規制・誘導
- ・ 都市景観形成地区における規制・誘導
- ・ 風景形成地域の創設と規制・誘導
- ・ 都市景観重要建築物等の指定
- ・ 景観重要建造物、景観重要樹木の指定
- ・ 景観協定制度の活用
- ・ 景観デザインマニュアルの活用
- ・ デザイン審査会など建築物等のデザイン審査や助言・指導を行う仕組みの構築

#### ②公共事業による景観形成

公共施設整備を中心とした公共空間の整備事業にあたって、周辺景観との調和を図る観点から、関係機関等との連携を図り、地域の景観形成を先導する質の高いデザイン等の導入を推進する。

また、市民意向を反映したデザインにするなど、事業による景観の質と市民満足度の向上を図る。

##### ○取り組み例

- ・ 景観デザインマニュアルの活用やシミュレーション手法等による質の高いデザインの導入
- ・ 都市環境照明ガイドライン、公共サインガイドラインの活用
- ・ 国、県など関係機関等との景観に係る協議体制の充実など連携の強化
- ・ 景観に係る職員向け研修や勉強会の実施

### ③関連施策・制度の活用

景観形成に関連する施策は、都市計画、文化財、環境、産業など行政の広範囲にわたっており、その施策や制度は多様である。

景観施策を総合的に推進するため、関係機関等との連携を強化するとともに、関連施策や制度を景観形成の観点から積極的に活用していく。

#### ■関連法令制度

法令	制度
景観法 都市計画法	景観地区 地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠制限
都市計画法	風致地区、高度地区、高度利用地区、特別用途地区、 地区計画 など
建築基準法	建築協定、総合設計 など
都市緑地法	緑地保全地域、緑地協定、地区計画活用 など
文化財保護法	重要文化財、文化財登録制度 など
文化財保護法 景観法	文化的景観（重要文化的景観）
景観の形成等に関する 条例（県）	景観形成重要建造物等、景観影響評価制度 など
緑豊かな地域環境の形 成に関する条例（県）	環境形成区域 など
屋外広告物条例（市）	許可制度、広告景観モデル地区
自然保護条例（市）	自然緑地保護地区、景観保護地区、動植物保護地区、 保存樹

參考資料



## 1 姫路市都市景観形成基本計画の改訂経過

平成 18 年 8 月 23 日	第 1 回姫路市都市景観審議会
平成 19 年 2 月 14 日	第 2 回姫路市都市景観審議会
平成 19 年 2 月 20 日～3 月 19 日	パブリック・コメントの募集
平成 19 年 3 月 26 日	第 3 回姫路市都市景観審議会

## 2 姫路市都市景観審議会委員名簿

氏 名	職 名
多淵 敏樹	神戸大学名誉教授、兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所所長
◎志賀 咲穂	兵庫県立大学教授
田原 直樹	兵庫県立大学教授
佐々木 典子	姫路獨協大学教授
岸本 真知子	カラーアナリスト
○立花 江津子	ステインドグラス作家
岩崎 幸子	姫路商工会議所女性会会長
大西 修二	(社)姫路青年会議所前理事長
新井 康彦	姫路市商店街連合会副会長
橋本 和利	(社)兵庫県建築設計事務所協会姫路支部相談役
岡本 哲侍	兵庫県屋外広告美術協同組合理事
大北 望	姫路造園建設業協会会長
吉田 善彦	姫路市議会建設企業委員会委員長
岡部 芳彦	公募市民
森垣 実紀	公募市民

※◎会長、○会長職務代理

(順不同)

### 3 用語説明

用語	説明	初出頁
アダプト制度	アダプト制度(ADOPT PROGRAM)とは、英語で「養子縁組」のこと。市民や事業者等が「里親」になり、一定区画の公共空間を自らの「養子」とみなして受け持ち、公共空間の美化清掃など日常的な管理を行う活動。	P58
アメニティ	快適性、快適環境のことで、一般的には、「住み心地のよさ」「生活環境の快適さ」の意として使われる。	P29
オープンスペース	都市内で、公園・広場などのゆとりのある空間。	P25
景観計画	景観行政団体が、景観法の手続き（景観法第9条）に従って定める「良好な景観の形成に関する計画」。	P4
ガイドライン	景観形成に関する指針、目標、指導方針。	P58
コミュニティ	地域社会、共同生活体のことで、市民が自主性と責任に基づいて、地域で共同し、よりよい生活条件や社会環境を実現するための組織。	P13
コミュニティ道路	人と自動車が共存できるように設計された道路。自動車が自然に減速するような段差やカーブなどを取り入れた歩行者優先の道路。	P35
ストリートファニチャー	街頭を彩る家具という意味で、バスの停留所、電話ボックスなどの小建造物、ベンチ、街路灯、郵便ポストなどが含まれる。	P25
都市計画マスタープラン	都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」。市の都市計画や土地利用規制等の基本的な指針となる。	P4
ランドマーク	規模・形態などから、ひととき目立ち、土地や場所の目印になるもの。一般的には、市民に親しまれ印象に残りやすい山や建築物などを指す。	P33
ワークショップ	まちづくりの企画段階から実施まで、相互交流や共同作業によって、市民が事業をつくりあげる市民参加型のまちづくり手法。	P58